新

高知県公立高等学校修学支援事業(専攻科の生徒への修学支援) 実施要領

高知県公立高等学校修学支援事業(専攻科の生徒への修学支援) 事業実施要領

旧

第1章 趣旨

(趣旨)

第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金 (専攻科の生徒への修学支援) 交付要綱<u>(令和2年4月1日文部</u> 科学大臣決定) 及び高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の 生徒への修学支援) の取扱いについて(令和5年4月1日付け文 部科学省通知) に基づき、高知県教育委員会(以下「教育委員 会」という。)が行う修学支援事業について必要な事項を定める ものとする。

第2章 専攻科支援金(通常)

第2条 (略)

(支給の対象)

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者(<u>次章に</u> <u>おいて支給の対象となる者を除く。</u>以下「受給権者」という。)とする。

(趣旨)

第1条 この要領は、国が定める高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に基づき、高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)が行う修学支援事業について必要な事項を定めるものとする。

第2条 (略)

(支給の対象)

第3条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在 学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者(以下 「受給権者」という。)とする。

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 生計維持者(当該生徒の生計を維持する者として<u>様式1の2</u> 別紙に定める者をいう。)の収入状況に照らして経済的負担を 軽減する必要があると認められる者
- (5) (略)
- $2 \sim 4$ (略)
- 第4条~第14条 (略)
- 第3章 専攻科支援金(家計急変)

(目的)

第15条 高等学校等専攻科に通う生徒のうち、生計維持者の負傷・ 疾病による療養のため勤務できないこと、自己の責めに帰するこ とのできない理由による離職等により従前得ていた収入を得るこ とができない場合に該当し、専攻科支援金の受給資格を有すると 認定を受けた者に対し、専攻科支援金を支給することにより、高 等学校等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、教 育の機会均等に寄与することを目的とする。

(支給の対象)

第16条 支給の対象となる者は、県内の公立高等学校専攻科に在学する者のうち、次の各号に掲げる要件を全て満たす者(以下

- $(1) \sim (3)$ (略)
- (4) 生計維持者(当該生徒の生計を維持する者として<u>別に</u>定める者をいう。)の収入状況に照らして経済的負担を軽減する必要があると認められる者
- (5) (略)
- $2 \sim 4$ (略)
- 第4条~第14条 (略)

(新設)

(新設)

「特例受給権者」という。)とする。

- (1) 日本国内に住所を有する者
- (2) 高等学校等専攻科を修了していない者
- (3) 高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えない者
- (4) 前章において受給資格認定された者のうち、別表第1に掲げ る区分2の支給額を受給している者又は所得制限により受給資 格認定されなかった者であって、国が定める家計急変事由に該 当し、家計急変事由発生後の生計維持者の収入状況に照らして 経済的負担を軽減する必要があると認められる者
- (5) 高等学校等専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満た <u>す課程又は国家資格者養成課程に通う者</u>
- 2 特例受給権者が次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、 原則として、それぞれ当該各号に定める時点から専攻科支援金の 支給対象としない。
- (1) 退学・停学 (3月以上のものに限る。) の処分を受けた者 処分を受けた日の属する月の翌月
- (2) 一の年度における修得単位数が学校の定める当該年度の標準 修得単位数の5割以下の者 翌年度の4月
- (3) 一の年度における出席率が5割以下の者 翌年度の4月
- 3 学校長は、専攻科支援金の支給を受けようとする生徒が、前項 各号に該当しないことの確認を行ったうえで、様式25による個人

対象要件証明書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

4 前項の個人対象要件証明書の提出期限は、教育委員会が別途定めることとする。

(受給資格の認定)

- 第17条 専攻科支援金の支給を受けようとする者は、様式1の2に よる受給資格認定申請書(以下この条において「認定申請書」と いう。)に家計急変事由を証明する書類(以下「事由証明書類」 という。)を添えて、学校長に提出しなければならない。
- 2 学校長は、申請書の提出があったときは、当該申請書等に基づき家計急変事由に該当しているか確認した上で、様式2による認定申請者一覧を作成し、申請書とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったとき は、家計急変事由について審査(以下「1次審査」という。)を 行い、認定又は不認定を決定した上で、様式3又は3の2により 学校長に通知するものとする。
- 4 1次審査において、認定となった生徒は、生計維持者の課税証 明書等及び家計急変事由発生後の収入証明書類を学校長に提出し なければならない。
- 5 学校長は、収入証明書類等の提出があったときは、当該証明書 類等に基づき収入要件を満たしているかを確認した上で、当該証 明書類等を教育委員会に提出しなければならない。
- 6 教育委員会は、前項の規定による収入証明書類等の提出があっ

たときは、生徒の専攻科支援金の受給資格を審査し、受給資格の 認定又は不認定を決定した上で、様式3により学校長に通知する ものとする。

7 学校長は、第3項の規定による不認定の通知を受けたとき又は 前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式 4又は5により生徒に通知しなければならない。

(収入回復届出)

- 第18条 特例受給権者は、生計維持者の再就職等により、収入要件 を満たさなくなったときは、様式30又は30の2による収入回復届 出書及び様式1による収入状況届出書(以下「届出書」とい う。)に収入が回復したことを証明する書類を添えて、学校長に 提出しなければならない。
- 2 学校長は、届出書の提出があったときは、当該届出書に基づき 様式11による収入状況届出者一覧を教育委員会に提出しなければ ならない。
- 3 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出者一覧の提出を 受けたときは、審査の上その結果を様式7又は様式12により学校 長に通知するものとする。
- 4 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかにその結果を様式9又は様式29により生徒に通知しなければならない。

(収入状況の届出等)

第19条 特例受給権者は、毎年度7月及び1月において所定の期日

(新設)

までに様式1の2による収入状況届出書に生計維持者の課税証明書等及び7月又は1月の直近6か月分の収入証明書類(以下この条において「所得判定に係る書類」という。)を添えて学校長に提出しなければならない。ただし、当該所得判定に係る書類を第17条第4項の規定により既に提出している場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特例受給権者は、生計維持者について変更等の事由が生じたときは、速やかに収入状況届出書及び変更後の生計維持者の所得判定に係る書類を学校長に提出しなければならない。ただし、既に変更後の生計維持者の所得判定に係る書類を提出している場合は、当該書類を添付することを要しない。
- 3 学校長は、特例受給権者から収入状況届出書等が提出されたときは、当該収入状況届出書等に基づき支給要件を確認した上で、 様式11による収入状況届出者一覧を作成し、収入状況届出書等とともに教育委員会に提出しなければならない。
- 4 教育委員会は、前項の規定による収入状況届出書の提出があったときは、審査の上、その結果を様式12により当該学校長に通知するものとする。
- 5 教育委員会は、特例受給権者が第1項に規定する収入状況届出 書を提出しないときは、専攻科支援金の支給を差止めることがで きる。
- 6 教育委員会は、前項の規定による支給の差止めを決定した場合 は、様式13により学校長に通知するものとする。
- 7 学校長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに様

式14により生徒に通知しなければならない。

(課税証明書等の省略)

第20条 第17条第4項に規定する申請並びに第19条第1項及び第2項に規定する届出を行う場合の課税証明書等の添付は、専攻科支援金の受給手続に伴い、既に直近の課税証明書等を提出している場合は、省略することができる。

(その他)

第21条 支給の期間及び額、専攻科支援金の代理受領、受給資格の 消滅、授業料額の変更、支給の差止め、支給停止等、支給の再開 及び支給実績の証明については、第4条、第5条、第7条、第8 条、第10条及び第12条から第14条までの規定を準用する。この場 合において、「受給権者」とあるのは「特例受給権者」と読み替 えるものとする。

第4章 その他

(支給決定の通知)

第22条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合(変更の場合を含む。)は、様式27及び様式29により学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(その他)

第23条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等学

(新設)

(新設)

(支給決定の通知)

第<u>15</u>条 教育委員会は、受給資格の認定を行った場合(変更の場合を含む。)は、様式27及び様式29により学校長を通じて受給権者に通知するものとする。

(その他)

|第<u>16</u>条 この要領に定めのない事項については、高知県公立高等

校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

附則

(施行期日)

この要領は、令和5年7月12日から施行し、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当 分の間、これを取り繕って使用することができる。

学校等就学支援金事務処理要領に準じて取り扱う。

附 則 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)

別表第1 (第4条、第16条、第21条関係)

対象世帯	生計維持者の算定基準額	支給額
区分1	100円未満	9,900円
区分2	100円以上51,300円未満	4,950円

1 算定基準額は市町村民税の所得割の課税所得額(課税標準額。 家計急変事由が発生した生計維持者の算定基準額は、家計急変事 由発生後の収入状況により算出した課税標準額に相当する額。) に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を控除した 額とし、生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額とする。

 $2 \sim 4$ (略)

別表第1 (第4条関係)

対象世帯	生計維持者の算定基準額	支給額
区分1	100円未満	9,900円
区分2	100円以上51,300円未満	4,950円

1 算定基準額は市町村民税の所得割の課税所得額(課税標準額)に100分の6を乗じた額から市町村民税の調整控除の額を控除した額とし、生計維持者が2人の場合は、それぞれの算定基準額について100円未満の端数の切捨てまで計算した後、当該額を合算した額とする。

 $2 \sim 4$ (略)

様式1 (表面) (略)

様式1 (裏面) (略)

様式1 (表面) (略)

様式1(裏面) (略)

様式1 (別紙)

(別紙)

高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒 が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に 通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負 担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い 手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。
 - イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。
 - ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間 及び修業年限について記入してください。
 - ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明 する書類を提出してください。
 - ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻 科をいいます。
 - ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
 - 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(定時制)」、「③高等学校専攻科(通信制)」、「④中等教育学校専攻科(後期課程)」、「⑤特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入してください。
- 【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、 $4\sim6$ 月の支給については、前年度の課税証明書等 (前々年の所得を証明するもの)を添付し、7月〜翌年3月については、今年度の課税証明書等 (前年の所得を証明するもの)を添付してください。なお、7月以降に課稅証明書等を添付し、支給要件を満たすこと が確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
 - ロ 生計維持者とは,
 - ①生徒に父母がいる場合
 - 当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。
 - ひとり親等の場合は父又は母のみ)
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)~(4)に掲げる者である場合 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - (1)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託さられていた者又は同号の規定により入所措置が終られて同法第44条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2) 満15歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により 同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託さ れていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定 する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設 に入所していた者
 - (3)満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童 自立生活接助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
 - ハ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維特者」とあるのは、「令和4 年3月31日以前の保護者等」とします。

様式1 (別紙)

(別紙)

高等学校等専攻科修学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒 が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に 通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負 担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い 手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。
 - イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。
 - ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間 及び修業年限について記入してください。
 - ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明 する書類を提出してください。
 - 二 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻 科をいいます。
 - ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
 - 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科(全日制)」、「②高等学校専攻科(定時制)」、「③高等学校専攻科(通信制)」、「④中等教育学校専攻科(後期課程)」、「⑤特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入してください。
- 【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 課税証明書等は通常毎年6月中に発行されるため、 $4 \sim 6$ 月の支給については、前年度の課税証明書等 (前々年の所得を証明するもの)を添付し、7月~翌年3月については、今年度の課税証明書等 (前年の所得を証明するもの)を添付してください。なお、7月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすこと が確認された生徒は、原則として、翌年6月まで支給を受けることができます。
 - ロ 生計維持者とは、
 - ①生徒に父母がいる場合
 - 当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。 ひとり親等の場合は父又は母のみ)
 - ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)~(4)に掲げる者である場合 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
 - (1)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
 - (2) 満15歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により 同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託さ れていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定 する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設 に入所していた者
 - (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童 自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
 - (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
 - ハ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

るため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」(生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名)の算定基準額により判定することとする。

- 例2) 脅和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒 引き続き、本人又は主たる生計維持者(1名)の算定基準額により判定する こととする。
- 二【2.生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、 記入してください。

(2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課稅証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2)③又は④うちいずれかに該当するものを選択してください。

- へ【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課稅証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の空める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)
- ニ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。
- 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税消得額(課稅標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課稅所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- チ 生計維持者が課税期日に日本国外に在住することにより生計維持者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。生計維持者の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

るため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、合和4年度の専攻科支援金の支給については、「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」(生徒に父母がいるが、改正前に規権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名)の算定基準額により判定することとする。

- 例2) 管和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した時点で、成年の生徒 引き続き、本人又は主たる生計維持者(1名)の算定基準額により判定する こととする。
- = 【 2. 生計維持者の収入の状況について】(2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、 記入してください
- (2)②イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課稅証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2)③又は④うちいずれかに該当するものを選択してください。
- へ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課稅証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公 務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

留意事項

- イ 4月に入学した新入生は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修了したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)
- 二 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。
- へ 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- チ 生計維持者が課税期日に日本国外に在住することにより生計維持者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。生計維持者の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式1の2 (表面)

高知県教育委員会	会 様							年	月	
		高等学	:校等専	攻科修学	支援	金				
□ 受給資格認知	2申請書(初回時)		交等専攻科(受給資格の				7科支援:	金」といい	ま
□ 収入状況届品	出書(2回	目以降)		合資格認定? 上計維持者の						
				の□のうち	5, LV	ずれかのD	コにレ印	を付けて	てください	0
▶次の2つの事項を	必ず確認の)上,両方 <i>α</i>	ロにレ	印を付けて	くださ	ŧ۱۰。				
□ この申請書又	は届出書の記	己載内容は,	事実に相	違ありませ	ŧ٨。					
□ この申請書又 に従いその全					支援:	金の支給を	とさせた	場合は,	高知県の	求
(以下の空欄に生徒本 別紙の「記入上の注	へ 「人が署名して 「意」及び「留	ください。生 『意事項』をよ	計維持者は	こよる代筆も から記入して	可能でくださ	す。記入に	当たって	it,		_
ふりがな										_
生徒の氏名	姓				名					
生徒の盘年月日	昭河平月		年	月		日				
	₹									
生徒の住所		都道 府県		市区 町村						
生計維持者の電話番号	電話番号		()		-			
生徒が在学する 学校の名称								学年 F次		
【1. 高等学校等専項	女科の在学其	間について] (以	入状況届出	書の均	易合は、記	載不要	です。)		
D現在通っている高 摩学校等専攻科の在 学期間	学校名	立		年 ~ (うち支給体	年	月 日		学校の種	重類・課程・学	:科
▶過去に別の高等学材		修業年限: 在学したこ	年)	~ 場合, □に	年にし印る		ださい	•		_
	□ 過去の高 T	等学校等専	攻科の在	学期間がな	いため	5, ②に証	入はあ	りません	' o	
	学校名			~	年	月日		学校の利	重類・課程・労	:科
②過去に別の高等学		立		(うち支給仲		引等) 月 日				
交等専攻科に在学し でいた期間	(修業年限:	年)	~	年	月	F			
て V・7 二州 [日]	学校名			~	年	月日		学校の利	重類・課程・労	: A
		立修業年限:	年)	(うち支給体 ~		月 日	В			
(次のいずれかに該当する 高等学校等専攻科を修了)	者は専攻科支持			ができません。		- 7	н	1		_

様式1の2 (裏面)

4 0 0 0 0 0 0				かの口にレ印を付けてくだ		w + 35 (L)	
<u> </u>	年度の課税証明書等			□ 7月~翌年6月(今年月		寺を称付)	
				おける生計維持者の状況及 Đまでのいずれかの□にレF		さい。)	
	者の課税証明書等を	添付します。					
□ 父母 2 名分 18歳となる F	日の前日において親村	雀者 (両親);	が2人存	生する場合			
(満18歳と	(ア又はイのいず 日の前日において親: なる日の前日におい 認められる場合は③	権者が1名存 て里親等に委	在する場話されて	ナてください。) 合 いた場合、児童養護施設等 にレ印を付けてください。	に入所していた)	場合、その	ほか社会的
ロア影響が	の1人が控除対象配 ないことが明らかな	1偶者であり, :場合	市町村月	- 税所得割を課されたとして	も所得制限の要	を件や加算す	を給の区分に
ロイ・離婚・父母	・ 死別等により父母・ が存在するものの,	:が1名の場合 家庭の事情に	う, こよりやも	rを得ず,父母の1人の課務	記明書等を添た	すできない場	易合 等
□ 生徒の生計を 父母が存在	その収入により雑 しない場合 等	持している者	計(主たる	5生計雜持者) 1名分			記入上の 注意 2のホ
生徒本人	たる生計維持者のい	ずれも存在し	たい場合	等			2のホ 参照
					<u></u>		
た上で、3及び なお,(1)の課	4 に回答してくだ税証明書等の内容が	さい。) , この制度に	おいて既	柄 (家計急変事由 (特例) に提出済みの課税証明書等 レ印を付けてください。			
氏名	4	上徒との続柄	添付省略	氏名		生徒との続	柄 添付省
生年月日	年	月 日		生年月日		年 月	Ħ
□ 家計急変事由に該	な当する			□ 家計急変事由に該当	当する		
家計急変事由に	ついて】			そ税の課税所得額(課税標準額)又に			
. 家計急変事由に 生計維持者の家計:	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を記	りです。(2で !入してください。	「家計急変	事由に該当する」の口にレ印を	付けた生計維持領	者について、	
. 家計急変事由に 生計維持者の家計危 生日及び家計急変事	ついて】 急変事由は次のとお	りです。(2で !入してください。	「家計急変	事由に該当する」の口にレ印を		者について、	
3. 家計急変事由に 生計維持者の家計が 生日及び家計急変事	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を記 家計急変事由発生	りです。(2で 3入してください。 日	「家計急変	事由に該当する」の口にレ印を 37 年	付けた生計維持領	者について、? 生 日 日	
・家計急変事由に 生計維持者の家計念 生日及び家計念変事 家 事 ・家計急変後の収 生計維持者の家計会 引きを参照し、ア〜ウ	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を認 家計急変事由発生 年 月 計急変事由の具体的の 入状況について】 急変後の収入状況はについて「一年間当たし	りです。(2で めんしてください。 日 日 な内容 次のとおりで	「家計急変 。) 寸。(2で	事由に該当する」の口にレ印を 37 年	付けた生計機特料 家計急変事由発生 月 急変事由の具体的	者について、! E 日 日 内な内容	家計急変事由
- 家計急変事由に 生計維持者の家計 生日及び家計急変事 家計 家計 を ・ 家計急変後の収 生計維持者の家計	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を認 家計急変事由発生 年 月 計急変事由の具体的の 入状況について】 急変後の収入状況はについて「一年間当たし	りです。(2で めんしてください。 日 日 な内容 次のとおりで	「家計急変。。) 	事由に該当する」のロにレ印を す ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	付けた生計機特料 家計急変事由発生 月 急変事由の具体的	者について、! E 日 日 内な内容	家計急変事由
- 家計急変事由に 生計維持者の家計 生日及び家計急変事 家計 家計 を 家計 の家計 引きを参照し、アーウ ア 給与所得の金額に	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を認 家計急変事由発生 年 月 計急変事由の具体的の 入状況について】 急変後の収入状況はについて「一年間当たし	りです。(2で)入してださい。 日 日 な内容 次のとおりで Jの収入の額に	「家計急変。。) 	事由に該当する」のロにレ印を す ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	付けた生計機持持 家計急変事由発生 月 急変事由の具体的 の関係的 の の の の の の の の の の の の の	者について、! E 日 日 内な内容	家計急変事由
- 家計急変事由に 生計維持者の家計 生日及び家計急変事 家計 家計 を 家計 の家計 引きを参照し、アーウ ア 給与所得の金額に	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を語 家計急変事由を生 年 月 計急変事由の具体的が 入状況について】 急変後の収入状況は について「一年間当たり 相当する額	りです。(2で)入してださい。 日 日 な内容 次のとおりで Jの収入の額に	「家計急変。) - す。(2で 換算した - 4	事由に該当する」の口にレ印を 第一年 家計念 家計念 家計念 家計念 家事由に該当する」の 引を記入してください。) ア 給与所得の金額に相当	付けた生計機持持 家計急変事由発生 月 急変事由の具体的 の関係的 の の の の の の の の の の の の の	者について、! E 日 日 内な内容	家計急変事由
・家計急変事由に 生計維持者の家計念 生白及び家計念変事 家計 を ・家計急変後の収 生計維持者の家計念 ア 給与所得の金額に イ 公的年金等に係る	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を配 家計念変事由発生。年 年 日 計念変事由の具体的? 入状況について】 急変後の収入状況はに について「一年間当たし 相当する額	りです。(2でできい) 日 日 日 な内容 (な内容 (次のとおりでで (の収入の額に	「家計急変。) - す。(2で 換算した - 4	事由に該当する」の口にレ印を 第一年 家計念 家計念 家計念 家計念 家事由に該当する」の 引を記入してください。) ア 給与所得の金額に相当	付けた生計維持科 所計急変事由発生 月 急変事由の具体的 のにレ印を付けた 当する類 所得に相当する類	者について、! E 日 日 内な内容	家計念変事由 こついて、申請 円
・家計急変事由に 生計維持者の家計念 生日及び家計念変事 家計 ・家計 ・家計 ・家計 ・家計 ・家計 ・家計 ・家計 ・家計 ・家計	ついて】 急変事由は次のとお 由の具体的な内容を配 家計念変事由発生。年 年 日 計念変事由の具体的? 入状況について】 急変後の収入状況はに について「一年間当たし 相当する額	りです。(2でできい) 日 日 日 な内容 (な内容 (次のとおりでで (の収入の額に	「家計急変。) す。(2で 換算した名	事由に験当する」の口にレ印を 選 年 ※許念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計	付けた生計維持科 所計急変事由発生 月 急変事由の具体的 のにレ印を付けた 当する類 所得に相当する類	者について、! E 日 日 内な内容	家計念変事由 こついて、申請 円
- 家計急変事由に 生計維持者の家計念変事 生生日及び家計念変事 家計念変後の収 生計維持者の家計念 引きを参照し、アークリ ア 給与所得の金額に イ 公的年金等に係る ウ その他の所得に相 。 確認事項 ・ 変数料3	のいて】 急変事由は次の上お 由の具体的な内容を配 家計念変事由発生 年 日 計念変事由の具体的: 一 一 一 一 一 一 一 の収入状況はたい 一 について「一 を関当たい 相当する額 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	りです。(2でで 入してください) 日 日 な内容 かの収入の額に り で り で の収入の額に	「家計急変。」 す。(2で 換算した 項 可	事由に験当する」の口にレ印を 選 年 ※許念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計念 ※計	付けた生計維持4 月 月 多変事由の具体的 のにレ印を付けた 当する額 所得に相当する額	着について、! E B B B B B B B B B B B B B B B B B B B	家計念変事由
・ 家計急変事由に 生計維持者の家計念変事 生主日及び家計念変事 ・ 家計念変後の収 生計維持者の家計念 引きを参照し、アーウ ア 給与所得の金額に イ 公的年金等に係る ウ その他の所得に相	ついて】 急変事由は次のとお面の具体的な内容を配 第一点変事由を生 年 計念変事由の具体的 入状況について 急変後の収入状況はについて「一年間当たしについて「一年間当たしについて「一年間当たした。	pです。(2で は入してください。 目 日 な内容	「家計念変 ・) ・) ・ ・ ・ ・) ・) ・) ・ り り り り り り り	事由に該当する」の口にレ印を 第 年 家計念 家計念 家計念 家計念 家計念 家計念 の 家計念 の の の の の の の の の の の の の	付けた生計維持料 家計急変事由発生 月 急変事由の具体的 のにし印を付けた 当する類 する類 する類 する類	者について、!! E目 目 ウな内容 生計維持者!	家計念変事由
- 家計急変事由に 生計維持者の家計念変事 生自及び家計念変事 家計念変事 家計念変後の収 生計維持者の家計念 の事項を参照し、アーウ 対 なの年金等に係る ウ その他の所得に相 ・ 確認事項 ・ の事項を確認の ・ の事項を確認の ・ ・ で まます。 ・ 家計念変	ついて】 急変事由は次のとお面の具体的な内容を配 第一点変事由を生年 年 計念変事由の具体的 入状況について 急変後の収入状況はについて「一年間当たし 相当する額 当する額 と、□にし印を付け を授金を授業料に充っ 変が生じた生計維持者	pです。(2で は入してください。 目 日 な内容	「家計念宴 	事由に験当するJの口にレ印を 第 年 家計念 家計念変事由に験当するJの 別を記入してください。) ア 総与所得の金額に相当 イ 公的年金等に係る競所 ウ その他の所得に相当	付けた生計維持料 家計急変事由発生 月 急変事由の具体的 のにし印を付けた 当する類 が得に相当する類 から類 が表現した。	者について、!! E目 目 向な内容 生計維持者! 者に委任す せん。	家計急変事由 こついて、申請 円 円

様式1の2 (別紙)

本制度は、家庭の状況にかかわらず、高等学校等の専攻科に通う全ての意志ある生徒が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、都道府県が行う高等学校等の専攻科に通う生徒への支援事業に対して、国がその経費を補助することにより、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

記入上の注意

- 【1. 高等学校等専攻科の在学期間について】の欄は次によって記入してください。
 - イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期及び修業年限について記入してください。
 - ロ 過去に高等学校等専攻科に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間 及び修業年限について記入してください。
 - ハ これまでに専攻科支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明 する書類を提出してください。
 - ニ 「高等学校等専攻科」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校に置かれる専攻 科をいいます。
 - ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために専攻科支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって専攻科支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③令和2年4月1日より前に高等学校等専攻科を休学していた期間をいいます。
 - ~ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校専攻科(全日制)」,「②高等学校専攻科(定時制)」, 「③高等学校専攻科(通信制)」,「④中等教育学校専攻科(後期課程)」,「⑤特別支援学校専攻科(高等 部)」の別を記入してください。
- 【2. 生計維持者の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 生計維持者とは,
 - ①生徒に父母がいる場合

当該父母とします。(収入の有無・多寡を問わず、両親がいる場合は両親(2名)。

- ひとり親等の場合は父又は母のみ)
- ②生徒に父母がいない場合又は生徒が以下の(1)~(4)に掲げる者である場合 当該生徒又は父母に代わって生計を維持する者がいる場合は、当該者とします。
- (1) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により 同法第6条の4に規定する里親に委託されていた者又は同号の規定により入所 措置が採られて同法第41条に規定する児童養護施設に入所していた者
- (2)満18歳となる日の前日において児童福祉法第27条第1項第3号の規定により 同法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者に委託さ れていた者又は同号の規定により入所措置が採られて同法第43条の2に規定 する児童心理治療施設若しくは同法第四十四条に規定する児童自立支援施設 に入所していた者
- (3) 満18歳となる日の前日において児童福祉法第6条の3第1項に規定する児童 自立生活援助事業を行う者に委託されていた者
- (4) そのほか、社会的養護が必要と認められる者
- ロ 令和3年度以前に当該高等学校等専攻科に入学した生徒については、「生計維持者」とあるのは、「令和4年3月31日以前の保護者等」とします。

るため、成年年齢に達する日の前後において判定における取扱いが変更とならないよう、「成年年齢に達する日以前の日において生徒の保護者であった者」(生徒に父母がいるが、改正前に親権者であった者が1名である場合、当該親権者であった者1名)の寛定基準額により判定することとする。

- ハ 【 2. 生計維持者の収入の状況について】 (2)①に該当するときは、父母全員の課税証明書等を添付してください。
- 二【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)②に該当するときは、必ず「父母」全員の状況を確認の上、
- 記入してください。
 (2) ②イの「家庭の事情によりやむを得ず、父母の1人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、行方不明、ドメスティックバイオレンス、精神疾患・意識不明で意思疎通ができない等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、父母全員の課税証明書等を添付できない場合は、父母が存在しない場合に含まれるものとして、(2) ③又は④うちいずれかに該当するものを選択してください。
- ホ 【2. 生計維持者の収入の状況について】(2)③又は④に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)1名分の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類(生徒の健康保険証等の写し等)を添付してください。
 - (注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。
- 【3. 家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書 類が揃っていない場合は、後日提出してください。
- 【4. 家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。
 - イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
 - ○家計急変後の収入を証明する書類(年収見込額計算資料を含む)

留意事項

- イ 家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、4月に入学した新入生のうち、入学前に既に家 計急変事由が生じていた場合は、原則として4月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転 校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。
- ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額(課税標準額)及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、専攻科支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。
- ハ過去に国公私立を問わず高等学校等専攻科を修丁したことがある場合には、専攻科支援金の受給資格はありません。また、高等学校等専攻科に在学した期間が通算して24月(特別支援学校専攻科は36月。ただし、高等学校等専攻科の定める修業年限がこれに満たないもの及び特別支援学校専攻科のうち36月を超える修業年限を定めているものであって、都道府県が必要と認めるものについては、当該修業年限。)を超えた場合も受給資格はありません。(ただし、支給停止期間等は含めません。)
- = 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ホ 偽りその他不正の手段により専攻科支援金の支給をさせた場合は、高知県の求めに従いその全額を即時返還していただきます。
- 受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、高知県が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や後額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、税務署から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による生計維持者の変更があった場合にも、連やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合には専攻科支援金の返納等が発生する可能性があります。
- ト 正当な理由がなく高知県が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、専攻科支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。
- チ 生計維持者が課税期日に日本国外に在住することにより生計維持者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、補助の対象となりません。生計維持者の全員の最新の課税証明書等が確認できる場合に限って、対象となります。
- 備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(新設)

様式3の2

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

高知県立○○高等学校長 様

高知県教育委員会

高等学校等専攻科修学支援金 (家計急変支援制度) の一次審査の認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等専攻科修学支援金(家計急変支援制度)の一次審査について、別添のとおり認定しましたので通知します。 ついては、二次審査に移行しますので、二次審査に必要な書類の提出について、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

高知県教育委員会事務局○○課○○担当電話 ○○(○○○)○○○

様式3の2 (別添2)

家計急変支援制度(一次審査)認定生徒一覧

	支給開始年月	金			
		-			
学校種・課程等		生年月日			
		生徒氏名			み
国公私	学校名	通し番号			菰

文 書 番 号 年 月 日

○○高等学校専攻科

文科 太郎 様

高知県立○○高等学校

学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定について

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり 通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については,下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件等を満たさないため。

※課税情報の更新等により、所得要件等を満たすこととなる場合には、専攻科支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月~7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

○○県○○課高等学校等専攻科修学支援金担当

電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法 等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室

電話 03 (5253) 4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。 ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

様式5

文書番号

○○高等学校専攻科

文科 太郎 様

高知県立○○高等学校

学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格認定について

高等学校等専攻科修学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり 通知がありましたので、お知らせします。

記

貴殿からの申請については,下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件を満たさないため。

※課税情報の更新等により、所得要件を満たすこととなる場合には、専攻科支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月~7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

○○県○○課高等学校等専攻科修学支援金担当

電話 〇〇 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室

電話 03 (5253) 4111

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。), 処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

		無					
	R2. 7	所得確認期間					
	支給開始年月	支給額 (月額)					
	字 (文庫 - 陳 在 章 李 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	所得制限・世帯 の区分					
		(専攻科	5専攻科	授業料減免額 (月額)			
学校種・課程等		授業料額 (月額)					
		生徒氏名					
国公私	学校名	認定番号			d a.		

2 - 2

|国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。 |学校階 親廷等いの構は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。 親)』「⑤稀別支援や校康攻科(海等部)」の別を記入すること。 | 打「⑥稀別支援や校康攻科(高等部)」の別を記入すること。

(後期課

- 「生徒氏名」の傭は、終名の問を1文字分空けること。 「授業料額(日額)」の傭は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の鑑数が出た場合には切り捨てるものとする。) 「授業料額(日額)」の傭は、該当する課程の復業料額を用いて記載を1200円 名に係る期間の月報で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の鑑数が出た場合には切り捨てるものとする。) (例:授業料域金額 (年額) が33,000円の場合、資業料金金額 (日額)は2.83円となる。) 「所得制限・土帯の区分」の編は、収入状況信出審を拠出していたい生徒(全途補償に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については 「所得制限・生物の区分」の編は、収入状況信出審を拠出していたい生徒(全途補償に限る)については「差止」を、所得制限基準に該当する生徒については 「所得制限」を、その他の生徒については「非難税出格」、「準する世格」の別を記入すること。 60 4 ro
 - 9
- 「***(西暦下2ケタ)***(支給開始月)-**(西暦下2ケタ)***(支給終了月)」とすること。 「所得確認期間」の欄は,

様式11

高等学校等專攻科修学支援金収入状況届出者一覧

			垂			課稅証明書未提出	
	R2. 7		所得確認期間	2007-2106	1		
	支給開始年月		支給額 (月額)	9,900円	1	ı	9,900円
			所得制限・世帯 の区分	非課税世帯	所得制限	業	
交 専攻科		授業料減免額 (月額)	田0	田0			
学校種・課程等	○○高等学校専攻科		授業料額 (月額)	日006 '6	9,900円	9,900円	
			生徒氏名	文科 太郎	文科 二郎	文科 三郎	3%
国公私	学校名		認定番号	20-001-0001-1001	20-001-0001-1002	20-001-0001-1003	†hia

2 1 ()

- 「国公私」の欄は、「国立」、「公立」、「私立」の別を記入すること。 『学校権 課題等」の欄は、「の高等学校専攻科(全日間)」「②高等学校専攻科(定時制)」、「③高等学校専攻科(通信制)」、「④中等教育学校専攻科(後期課 粗)」、「②特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。
- ee 4 re
- 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の編数が出た場合には切り捨てるものとする。) 「授業料域発額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料域免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、授業料域免額の総額を減 名に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の雑数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- (例:授業料減免額(年額)が31,000円の場合,授業料減免額(月額)は2,883円となる。) 「所得制限・世帯の区分」の欄は、収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る)については「差止」を,所得制限基準に該当する生徒については 「所得制限」を、その他の生徒については「非顕稅世帯」,「準ずる世帯」の別を記入すること。 9
 - 「***(西暦下2ケタ)***(支給開始月)-***(西暦下2ケタ)***(支給終了月)」とすること。 「所得確認期間」の欄は,

		衛 考					
	R2. 10	所得確認期間	2010-2106				
	支給再開 年月	支給額 (月額)	9, 900円	9,900円			
	○○高等学校専攻科	授業料減免額 (月額) の区分	非課税世帯				
		授業料減免額 (月額)	田0				
学校種・課程等		〇〇高等学科	〇〇高等学	〇〇高等学	授業料額 (月額)	9,900円	
		生徒氏名	文科 太郎	1.8			
国公私	学校名	器定番号	20-001-0001-1001	+5			

- 「私立」の別を記入するこ 「本公」 「四十二 「国公私」
- 学校種・課程等」の欄は「①高等学校専攻科(全日制)」「②高等学校専攻科(定時制)」「③高等学校専攻科(通信制)」「④中等教育学校専攻科(後期課 3)」「③特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。 程) 2
-) 授業料減免額の総額を減 「生徒氏名」の欄は、姓名の間を1文字分空けること。 「授業料額(月額)」の欄は、該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。 「授業料減免額(月額)」の欄は、学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には、 私に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。) 名 e 4 г
 - 所得制限基準に該当する生徒については (例:授業科減免額(年額)が31,000円の場合,授業料減免額(月額)は2,583円となる。) 「所得制限・世帯の区分」の欄は,収入状況届出書を提出していない生徒(受給権者に限る)については「差止」を, 「所得制限」を,その他の生徒については「非課稅世帯」,「準ずる世帯」の別を記入すること。 9
- 「**(西暦下2ケタ)**(支給再開月)-**(西暦下2ケタ)**(支給終了月)」とすること。 7 「所得確認期間」の欄は,

様式20

<u>一</u> 高等学校等専攻科修学支援金支給再開申出者

			無				
	R2. 10		所得確認期間	2010-2106			
	支給再開 年月		支給額 (月額)	9, 900円	9,900円		
	○○高等学校專政科		所得制限・世帯 の区分	非課税世帯			
		〇〇高等学校専攻科		授業料減免額 (月額)	田0		
学校種・課程等			○○高等学	○○高等学		授業料額 (月額)	9,900円
				生徒氏名	文科 太郎	1/4	
国公私	学校名		認定番号	20-001-0001-1001	+-		

(出

- 「私立」の別を記入すること。
- 1 「国公私」の欄は,「国立」,「公立」,「私立」の別で記へすること。 2 「学校稚・課程等」の欄は,①高等学校専攻科(全日制)」,「②高等学校専攻科(定時制)」,「③高等学校専攻科(通信制)」,「④中等教育学校専攻科(後期課程)」,「⑤特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。 程)」,「⑥特別支援学校専攻科(高等部)」の別を記入すること。
 - 3「生徒氏名」の欄は,姓名の間を1文字分空けること。
- 4 「授業料額(月額)」の欄は,該当する課程の授業料額を月額で記入すること。
- 「授業料額(月額)」の欄は,該当する課程の授業料額を月額で記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。) 「授業料減免額(月額)」の欄は,学校設置者による授業料減免額(授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には,授業料減免額の総額を減 免に係る期間の月数で除した額をいう。)を記入すること。(1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。)
- 所得制限基準に該当する生徒については 46 (例:授業料減免額(年額)が31,000円の場合,授業料減免額(月額)は2,583円となる。) 6 「所得制限・世帯の区分」の欄は,収入状況届出書を提出していない生徒(受給資格者に限る)については「差止」 「所得制限」を,その他の生徒については「非課稅世帯」,「準ずる世帯」の別を記入すること。
 - 7 「所得確認期間」の欄は,「**(西暦下2ケタ)**(支給再開月)-**(西暦下2ケタ)**(支給終7月)」とすること。

高等学校等専攻科修学支援金支給決定(予定)者一覧 (年月~年月分)

		i	学校名	分利 .	
認定番号	受給権者氏名	決定額	認定番号	○○高等学校専 受給権者氏名	決定額
贮化省万	X/H/TE TI K/TI	八足領		X/H/1E 12 八/1	次是領 円
		()			17
		,			
	`				
			<u> </u>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	

様式26

高等学校等専攻科修学支援金支給決定(予定)者一覧 (年 月 ~ 年 月分)

			学校名	○○高等学校専	文 科	
認定番号	受給権者氏名	決定額	初完釆早	○○高等学校専 受給権者氏名	決定額	
いた曲り	Z/M·IE·D K/D	円	PL AL III /	文和推出入 省	IV AC IIA	
		17				
					-	
					1	
					+	
					+	
					1	
				I	1	

 文書番号

 年月日

○○高等学校専攻科 文科 太郎 様

> 高知県立〇〇高等学校 学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金支給決定(支給予定)通知書 (年 月 ~ 年 月分)

高等学校等専攻科修学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高 知県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記 () 1 支給決定額 _______円

2 支給決定額內訳

					(単位:円)	
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	
()	()	()	()	()	()	
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分	
()	()	()	()	()	()	
4月分	5月分	6月分				
()	()	()				

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在 籍状況の変更や生計維持者の状況の変更(家計急変者の収入状況の回復や生計維持者 変更等)により、変更となる場合があります。

この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。
- ※ 非課税世帯の方の場合は、高等学校等専攻科修学支援金に加え、授業料以外の教育 費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、 生計維持者がお住まいの都道府県にお問い合わせください(生徒が通う学校のある都 道府県ではなく、生計維持者の住所がある都道府県から支給されます。)。

様式27

 文書番号

 年月日

○○高等学校専攻科 文科 太郎 様

> 高知県立〇〇高等学校 学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金支給決定(支給予定)通知書 (年月~年月分)

高等学校等専攻科修学支援金については,高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高 知県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

1 支 給 決 定 額 _____0円

2 支給決定額内訳

(単位:円)

					(単位:円)
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。
 - この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 非課税世帯の方の場合は、高等学校等専攻科修学支援金に加え、授業料以外の教育 費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、 保護者等がお住まいの都道府県にお問い合わせください(生徒が通う学校のある都道 府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。)。

高等学校等專攻科修学支援金変更支給決定 (予定) 者一覧 (年 月 \sim 年 月分)

			学校名	○○高等学校専	攻科
認定番号	受給権者氏名	変更決定額	認定番号	受給権者氏名	変更決定額
		円			円
		()			

様式28

高等学校等専攻科修学支援金変更支給決定(予定)者一覧 (年月~年月分)

			学校名	○○高等学校専	攻科
認定番号	受給権者氏名	変更決定額	認定番号	受給権者氏名	変更決定額
		円			円
					İ
					
+					
					-
+			-		1
					1
					1
-					
-					
					
					
					-
					
			l		1

 文書
 番号

 年月日

○○高等学校専攻科 文科 太郎 様

> 高知県立〇〇高等学校 学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金変更支給決定(支給予定)通知書 (年 月 ~ 年 月分)

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等専攻科修学支援金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高 知県が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

記

1	既支給決定額	***************************************	円
		()
2	変更支給決定額		円

3 変更支給決定額内訳

					(単位:円)
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
()	()	()	()	()	()
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
()	()	()	()	()	()
4月分	5月分	6月分			
()	()	()			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や生計維持者の状況の変更(家計急変者の収入状況の回復や生計維持者変更等)により、変更となる場合があります。

この場合において、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。

様式29

文	書	番	号	
	年	月	Е	

○○高等学校専攻科 文科 太郎 様

> 高知県立〇〇高等学校 学校長 〇〇 〇〇

高等学校等専攻科修学支援金変更支給決定(支給予定)通知書 (年月~年月分)

年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等専攻科修学支援金については、下記のとおり変更することに決定したので通知します。

なお、あなたに支給される高等学校等専攻科修学支援金は、上記の学校設置者である高 知県が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

 1
 既支給決定額
 円

 2
 変更支給決定額
 円

3 変更支給決定額内訳

					(単位:円)
4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
4月分	5月分	6月分			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在 籍状況や保護者の収入状況の変更等により、変更となる場合があります。

この場合において、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等専攻科に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

年 月 日

高等学校等専攻科修学支援金の収入回復届出書

家計急変者の収入状況が回復し、特例受給資格者に該当しないこととなったことを届け出ます。

(次の事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。)

□ この届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

(注) 生計維持者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな	
	氏名	姓名
	住所	都道 市区 府県 町村
学校(※)	学校の名称	国立 · 公立 · 私立
		学校の種類・課程・学科:
	学校の所在地	都道 市区 府県 町村
	学校設置者 の名称	
(当該) 制度と	又入回復月 月から家計急変支援 しての専攻科支援金 「給されません」	年月

収入回復月の生計維持者の状況について、収入状況届出書(様式1)を併せて提出してください。 収入回復月には、「高等学校等専攻科修学支援金(家計急変支援制度)における収入要件自己確認資料」を 基に、該当する専攻科支援金の支給月を記入します。

本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で特例受給資格者に該当しないこととなり、家計急変支援制度としての支援は終了となります。これにより当該月から家計急変支援制度としての専攻科支援金は支給されません。なお、前年の課税情報によっては通常の専攻科支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日

年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

殿

高等学校等専攻科修学支援金の収入回復届出書

家計急変者の収入状況が回復し、支給区分が変更となることとなったことを届け出ます。

(次の事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。)

□ この届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

(注) 生計維持者による代筆も可能です。

	ふりがな	<i>t</i> a
生徒	氏名	姓名
	住所	;
学校	学校の名称	名称 国立 · 公立 · 私立
校 (※)		学校の種類・課程・学科:
	学校の所在地	在地 都道 市区 府県 町村
	学校設置者 の名称	
として	収入回復月 月から家計急変支援制度 の専攻科支援金の支給区 }が変更されます)	:の支給区 円

収入回復月の生計維持者の状況について、収入状況届出書(様式1)を併せて提出してください。

収入回復月には、「高等学校等専攻科修学支援金(家計急変支援制度)における収入要件自己確認資料」を基 に、該当する専攻科支援金の支給月を記入します。

本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で支給区分が変更となることとなり、家計急変支援制度としての専攻科支援金の支給区分が変更されます。これにより当該月から家計急変支援制度としての専攻科支援金は区分2相当の額が支給されます。なお、前年の課税情報によっては通常の専攻科支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。

※学校受付日

日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。